

## B. 授業等における合理的配慮の説明書兼同意書

- ・本学では、法律等に基づき、適切な合理的配慮を提供します。

---

### 【①】 授業等における合理的配慮の対象者

次のような障害及び社会的障壁（注）により継続的に、日常生活や社会生活で困りごとがある学生が対象です。

- ・身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由など）
- ・知的障害
- ・精神障害（発達障害を含む）
- ・その他の心身機能障害（指定難病や慢性疾患など）

（注）社会的障壁とは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたって、障害となるような制度、慣行、観念、施設、情報、意思疎通、その他一切の事物をいいます。

#### ◆ 対象外となるケース

- ・一時的なケガや病気（例：骨折、風邪など）、妊娠中や出産後の体調変化など

☞ 対象外となるケースは、合理的配慮の対象ではありませんが、別途サポートできる場合があります。心配な方は学生支援センターへご相談ください。

---

### 【②】 申請のタイミング

- ・申請は年1回です。原則、指定された期間内に申請してください。
- ・指定された期間を過ぎての申請の場合、支援を提供できない場合があります。
- ・手続き中や申請前の授業には、さかのぼって配慮を提供することはできません。

---

### 【③】 合理的配慮とは？

- ・学修に取り組みやすくするため、授業への参加方法や連絡方法、課題の提出方法などを、障害の特性によって生じる困難に応じて変更・調整するものです。
- ・「優遇」ではないため、全学生と同じ評価基準に基づいて、公平に成績を評価します。
- ・課題や試験の免除、欠席を出席扱いにすることなど、学修内容や成績評価の基準を変えることはできません。
- ・科目によって授業内容や評価方法、教員の指導方法などが異なるため、どの科目でも同じ配慮ができるわけではなく、配慮内容の詳細は科目ごとに異なります。
- ・希望する配慮が大学にとって大きな負担となる場合は、別の支援方法を一緒に検討します。
- ・希望する配慮がすべて認められるとは限りません。
- ・合理的配慮は、学生が自身の困難を把握し、必要な支援を周囲に伝える力を養う貴重な機会でもあります。そのため、申請書の作成や面談は、学生本人が主体となって行うことを基本とします。
- ・合理的配慮は、合理的配慮依頼書を授業担当の先生に提出した時点から適用されます。

---

### 【④】 授業等における合理的配慮依頼書の扱い

- ・「授業等における合理的配慮依頼書」は、自分で授業担当の先生に渡してください。
- ・配慮内容について、あなたが先生と直接相談をしましょう。
- ・直接先生に依頼書を渡すのが難しい場合は、学生支援センターへご相談ください。
- ・「授業等における合理的配慮依頼書」に記載されていない配慮は、基本的に対応できません。
- ・新たに配慮が必要になった場合は、担任または学生支援センターに相談してください。

---

【同意書】 私は、上記①～④のすべての内容を理解・同意したうえで申請をします。

申請者：(学籍番号) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

提出日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

提出先：四天王寺大学 学生支援センター